

広報ふじ

NO. 220

52.2.5 発行

発行・富士市役所

富士市永田61-1

編集・

企画調整部広報広聴課

【毎月5日と25日発行】



「テックス干し」乾燥した冷めたい富士おろしと冬日にさらされたテックスは
建築の防音、断熱材料や畳、スリッパなどその用途は広い（鷹岡で）

広報紙は早く配布してください



国民年金制度ができて、この3月で満15年が経ちますが、今だに「国民年金なんて」と関心を示さない人っています。長い人生航路の行手にはどんな障害が待ち受けているかわかりません。その

ときになって、しまった！とあわてたり、若いときに加入しておけばよかった！と後悔してもはじまりません。今すぐにでも加入して、安全きっぷを先取りしておきましょう。

知っていますか？あなたの国民年金

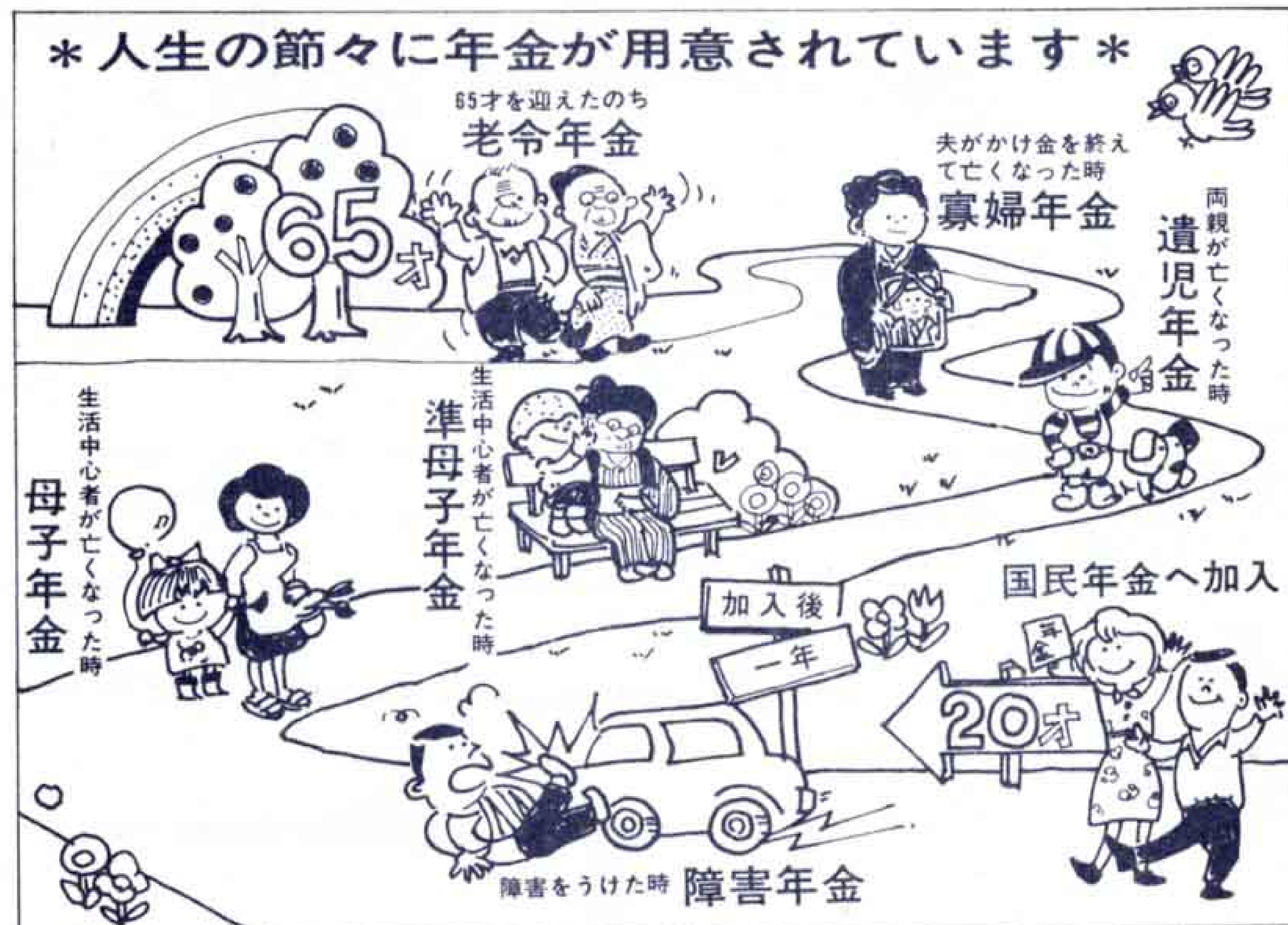
わたしたちが将来、歳をとって収入が無くなったり、けがや病気で働けなくなったり、一家の生計の中心であるご主人が亡くなったりしたとき何らかの保障もなかったらどうでしょうか。汗水流して貯めた貯金だけに頼らなければならぬとしたらこれほど不安なことはありません。このようなときに手助けとなるのが国民年金です。そこで、すべて人の生活の安定をはかるため昭和36年4月国民年金制度が発足しました。

国民年金に当然加入すべき人が加入していないかったり、加入していても保険料を納めていないために年金を受けられないことのないようにしましょう。

国民年金制度とは…

国民年金制度には、大きく分けて次の2種類があります。

- 投出制年金（保険料を納めて、将来年金を受ける）
- 福祉年金（保険料を納めないので、年金を受ける）



〈拠出制年金について〉

これは、若いときから保険料を積立て将来、年金を受けようというものです。

(保険料を) 納めるから (年金を) 受けられるのです

■加入できる人

この制度に加入できる人は日本国内に住所がある20才から60才までの



日本国民で、公的年金制度（厚生年金や共済組合等）に加入していない人です。また、この制度は法律によ

って当然加入（強制加入）しなければならない人と本人の希望（任意加入）により加入する人に分れています

■国民年金に加入する時点

昭和16年4月以後に生れた人で一度も会社等に勤めたことのない人	20才の時から加入
〃 会社等に勤めたことのある人	会社等を退職したときから
昭和36年4月以後に一度も会社に勤めたことのない人	昭和36年4月1日（国民年金発足当時から）
〃 会社等に勤めたことのある人	会社を退職したときから

■希望加入する人（任意加入）

御主人が厚生年金共済組合等の制度のある事業所に勤務している方の奥さん	届出した日から加入します
すでに年金を受けている方、受ける権利のある方とその奥さん	
大学生	

■保険料の納付

国民年金に加入しますと保険料を納めていただきます。保険料は60才まで納めていただきますが、1か月の保険料は右の表のとおりです。

■納付の方法

市役所から発行する納付書により3か月に1回納期限までに市内の指定金融機関（銀行、信用金庫、農協）に納めます。

■納期限

4月～6月 分	6月末日	10月～12月	12月末日
7月～9月 分	9月末日	1月～3月	2月末日

*国民年金に加入して、保険料の未納期間があるとその期間については

納付月	1カ月の保険料
49年3月以前	時効により納付できません
49年4月～49年12月	900円
50年1月～50年3月	1100円
50年4月～51年3月	1100円
51年4月～52年3月	1400円
52年4月～53年3月	2200円

2年経過すると時効になり納めることができなくなります。そのため年に年金を受ける権利がなくなり、年金が少くなったり不利になることがありますので納期限までにかならず納めてください。

■付加年金

国民年金には、高い保険料を納めてもよいから将来、高い年金を受けたいという人のために希望で加入することができる付加年金制度があります。この制度に加入しますと申込みの月から納めていただくことになり、1か月の保険料に400円が加算されます。したがって1か月の掛金は定額保険料1,400円に付加保険料400円を加えた1,800円となります。

*農業などで農業者年金に加入している人は、この付加年金にかならず加入しなければなりません。

- ・当然加入する人（強制加入） 農業、商店、医師等の自営業の人とその家族、家事手伝いなどの人が当然加入する人です。

■付加される金額

（定額年金に下記の年額が加算して支給されます）

10年間納付したとき	24,000円
20年間 〃	48,000円
25年間 〃	60,000円
40年間 〃	96,000円

■保険料の免除

国民年金は長い期間、保険料を納めなければなりません。その間に、生活に困り保険料を納めることが困難になることもあります。このようなときには保険料免除の制度があります。この制度に該当する人は次の人物です。

- ・生活扶助を受けている人
- ・障害年金を受けている人
- ・障害福祉年金、母子福祉年金を受けている人

以上の人には法律で免除することが定められています。

- ・収入がなく生活に困っている人は

次ページへつづく↗

老齢年金・通算老齢年金の受給資格期間の特例	
大正 5.4.1以前	10年
〃 5.4.2～大正 6.4.1	11年
〃 6.4.2～〃 7.4.1	12年
〃 7.4.2～〃 8.4.1	13年
〃 8.4.2～〃 9.4.1	14年
〃 9.4.2～〃 10.4.1	15年
〃 10.4.2～〃 11.4.1	16年
〃 11.4.2～〃 12.4.1	17年
〃 12.4.2～〃 13.4.1	18年
〃 13.4.2～〃 14.4.1	19年
〃 14.4.2～〃 15.4.1	20年
〃 15.4.2～昭和 2.4.1	21年
昭和 2.4.2～〃 3.4.1	22年
〃 3.4.2～〃 4.4.1	23年
〃 4.4.2～〃 5.4.1	24年
〃 5.4.2以後に生まれた人	25年

本人の申請により免除されます。
※免除を受けた人も将来、老令年金や不慮の事故などによる年金が受けられますが、老令年金を受けるときに免除された期間については年金額が低く計算されます。そこで免除を受けてから10年以内にそのときの保険料で免除された期間を納めて平常の年金を受けることもできます。この免除することができる人は強制加入者の人だけで、任意加入者は対象になりません。

■物価スライド制

市民の多くは、今までインフレによって非常にいやな経験をしてきましたが、国民年金制度は今後インフレがおこった場合、経済変動とともに年金額を改定することが法律によって義務づけられているため、心配ありません。昭和48年度の国民年金法改正によって、毎年度、その年度平均の全国消費者物価指数が前年度と比較して5%以上の場合には年金額もその比率だけ高下させて年金の目減りを防ぐ物価スライド制が実施されています。そのほか、少くとも5年ごとに物価や生活水準などの変動に見合って手直しする政策改定も行われますので万全です。

■国民年金の給付内容

●老令年金

老令年金を受けるには、保険料を納めた期間または、免除された期間を合せて25年以上になれば支給されます。しかし、国民年金は昭和36年4月発足したため25年間納付することができない人があります。このため、年令に応じて（明治44年4月2日以後昭和5年4月1日までの間に生れた人）10年から24年に短縮されて、この年数だけあれば年金が受けられるようになっています。

老令年金の支給開始は……

老令年金は65才から支給されます

が、本人の希望により繰上げ請求によって60才からでも受けられます。この場合は65才から受ける年金額より減額して支給され、終身かわりません。

■繰上げ支給率

請求した年令	支 給 率
60才	58%
61才	65%
62才	72%
63才	80%
64才	89%

老令年金額（65才）	
10年間納付	246,000円
25年間納付	390,000円
40年間納付	624,000円

※老令年金は、昭和46年4月からすでに支給がはじまっており、現在、富士市で約4200人が自分の掛金した年金を受けています。

●通算老令年金

厚生年金、共済組合などの年金に入っていた人が、中途で退職して国民年金に加入したり、また、中途で就職して厚生年金に加入したようなとき、それぞれの制度だけでは年金が受けられるだけの年数がない人（厚生年金=20年、国民年金=25年）でも、両方の年金制度を通算して一定年数（25年以上）がある場合に支給される年金です。

他の制度と合算して25年ある人

厚生年金	共済組合	国民年金
------	------	------

他の制度で年金をうけられる人

厚 生 年 金	國民年金
---------	------

高齢者の特例

國民年金	厚生年金
------	------

退職してサラリーマンと結婚した妻

厚生年金	國民年金（被用者年金加入者の配偶者期間）
------	----------------------

-25年-

※退職の際、脱退手当金を受けてしまうと通算されなくなりますので、ご注意下さい。また、任意加入しているサラリーマンの奥さんで、加入期間が25年にならない人でも、ご主人の厚生年金加入期間と合せて25年以上になれば年金が支給されます。（年金額は厚生年金、國民年金それぞれ加入した月数により別個に計算され、別個に支給されます。）

●障害年金

國民年金加入期間中に病気やけがにより障害者となられたとき、その程度により支給されます。

受けられる要件は……

病気、けがになって初めて医師の診断を受けるまでの1年間以上の保険料を納めてあり（保険料免除期間があるときは3年）発生してから3年経過したときの障害の程度が國民年金で定められた等級に該当しているとき

年金額 1級	495,000円 (月額41,250円)
2級	396,000円 (月額33,000円)

1 級	2 級
両腕切断、両足切断、全盲、全ろうまたは結核、精神病などで日常生活が自分で全くできない程度	片腕切断、片足切断または結核、精神病などで日常生活に著しい不自由をきたす程度

(注) 障害の種類や程度は、この他にたくさんありますから、市役所で聞いてください。

●母子年金

國民年金の保険料を納めている妻が夫と死別し、死亡する前の最近の1年間の保険料を納めてあり、18才未満（20才未満の障害者の子）の子供がいるとき、その子供が18才になるまで受けられます。

年金額 基本年金額	396,000円 (月額33,000円)
-----------	-------------------------

加算額 2人目から1人に
つき24,000円（第
2子）4,800円（第
3子）

●準母子年金

最近の1年分以上の保険料を納めている祖母や姉が、一家の働き手であった祖父や父などを亡くして18才未満の孫や弟妹と一緒に生活しているときの年金額は母子年金と同じです。

●遺児年金

国民年金の保険料を納めている両親が死亡したとき、18才未満（20才未満の障害者）の子供に支給されます。

富士市の国民年金加入者と受給者

1、拠出年金の加入状況

強制加入者数	任意加入者数	合 計
28,203人	15,175人	43,378人

2、拠出年金の給付状況

区 分	老令（通老）	級	障害	母子	遺児	寡婦	合 計
受給者数	4,114人	1/2	111人 68人	217人	8人	51人	4,569人

3、福祉年金受給状況

区 分	老 令	級	障 害	母 子	合 計
受給権者数	5,866人	1/2	620人 163人	2人	6,651人
受 給 者 数	4,685人	1/2	573人 150人	2人	5,410人

〈福祉年金について〉

国民年金制度は保険料を納める拠出制年金が中心となっていますが、このほかに無拠出制の福祉年金があります。この年金は昭和34年11月に支給が開始され、発足当時すでに高令者や障害者だった人達のために設けられた制度です。この年金は、全額国が負担するため①本人の所得制限②配偶者の所得制限③扶養義務者の所得制限があり、また、他の公的年金を一定額以上受けているときは支給が停止されます。

■給付の内容

●老令福祉年金

明治44年4月1日以前に生れた人で拠出制国民年金に加入しなかった人が70才になったとき支給されます。年金額は162,000円（月額13,500円）で、この年金を受けることのできる

人は、限られており、明治44年4月2日以後に生れた人は拠出制年金に加入していなければ何の年金も受けることができません。

●障害福祉年金

昭和36年4月1日以前に日常生活の用を自分ですることができない程度の障害の状態になっている人。20才以前に障害になっている人や明治44年4月1日以前に生れた人で障害になっている人に支給されます。

年金額 1級 243,600円
(月額20,300円)

2級 162,000円
(月額13,500円)

●母子福祉年金

昭和36年4月1日以前に夫と死別し中学校卒業前の子を育てている妻に支給されます。また、国民年金に加

10年以上婚姻関係にある妻に対し60才から65才までの間支給されます。

年金額は、夫が受けるはずであった老令年金額の半額です。

●死亡一時金

国民年金の保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに死亡したときに、その人の遺族（両親、配偶者、兄弟姉妹、孫）で生前その人と一緒に生活していた人に一時金が支給されます。

25年以上～30年未満	36,000円
30年以上～35年未満	44,000円
35年以上	52,000円



入して1年未満で夫と死別した妻が16才未満の子を育てているときにも支給されます。（ただし、他の年金制度から遺族年金を支給されるときは該当しません）

年金額 基本額 211,200円
加算額 2人目から1人に
つき24,000円（
第2子）4,800円
(第3子)

※昭和52年4月からは17才未満に、昭和53年4月からは18才未満に引き上げられる予定です。

■くわしいことは、市役所市民部保険年金課へご相談ください。

電話51-0123 内線261～264

店によって値段のばらつき目立つ 入学シーズンを前に学用品の試買調査

富士市消費生活モニターが、このほど市内の小売店と小学校の購買で学用品の小売価格調査を行いました。その結果、全般的に見て価格の面では昨年に比べほぼ横ばいだが、内容的に多少問題があることがわかりました。消費生活モニターでは、この結果をもとに近く、消費者運動連絡会と小売業者との間で学用品の安定した価格協力を結ぶことにしています。

調査はクレヨンなど10品目

この調査は、入学シーズンを間近かにひかえ、学用品類の不当な値上がりが心配されるために行ったもので、ことしが3年目。

試買調査は、市内的一般小売店と小学校の購買を対象に1月19、20日の両日行いました。調査の品目としてはもっとも一般的な学用品としてクレヨン、水彩絵具、色鉛筆、鉛筆、ノート、セロテープ、のり、墨汁、サインペン、下敷の10品目を選び、消費生活モニターが1人2500円以内で試買したものを持ちよって集計しました。そ

の結果は次のようなものでした。

中味は同じでも高くつくデザイン料

これらの集計結果からわかるように、一般の小売店では、同一品目で共通した値段の店も多いが、その反面、小売店によって値段にばらつきが見られる。また、例えばクレヨンのように中身はまったく同じでも、容器の箱にテレビマンガやデザインがほどこされているだけで値段がぐんとはね上っているものなどもあり、外観よりも中身という消費者にと

って考えさせられる一面も見受けられました。

昨年より値下がりしていた小学校の購買

また、小学校の購買については、学校側と学生協との話し合いの中で過去2年間にわたり各学校間の値段の統一と値下げを要求してきたためか下敷(1枚張の無地)の24枚を筆頭にすべての品目が昨年よりやや値下がりしていました。



【学用品試買調査の集計をする消費生活モニター】

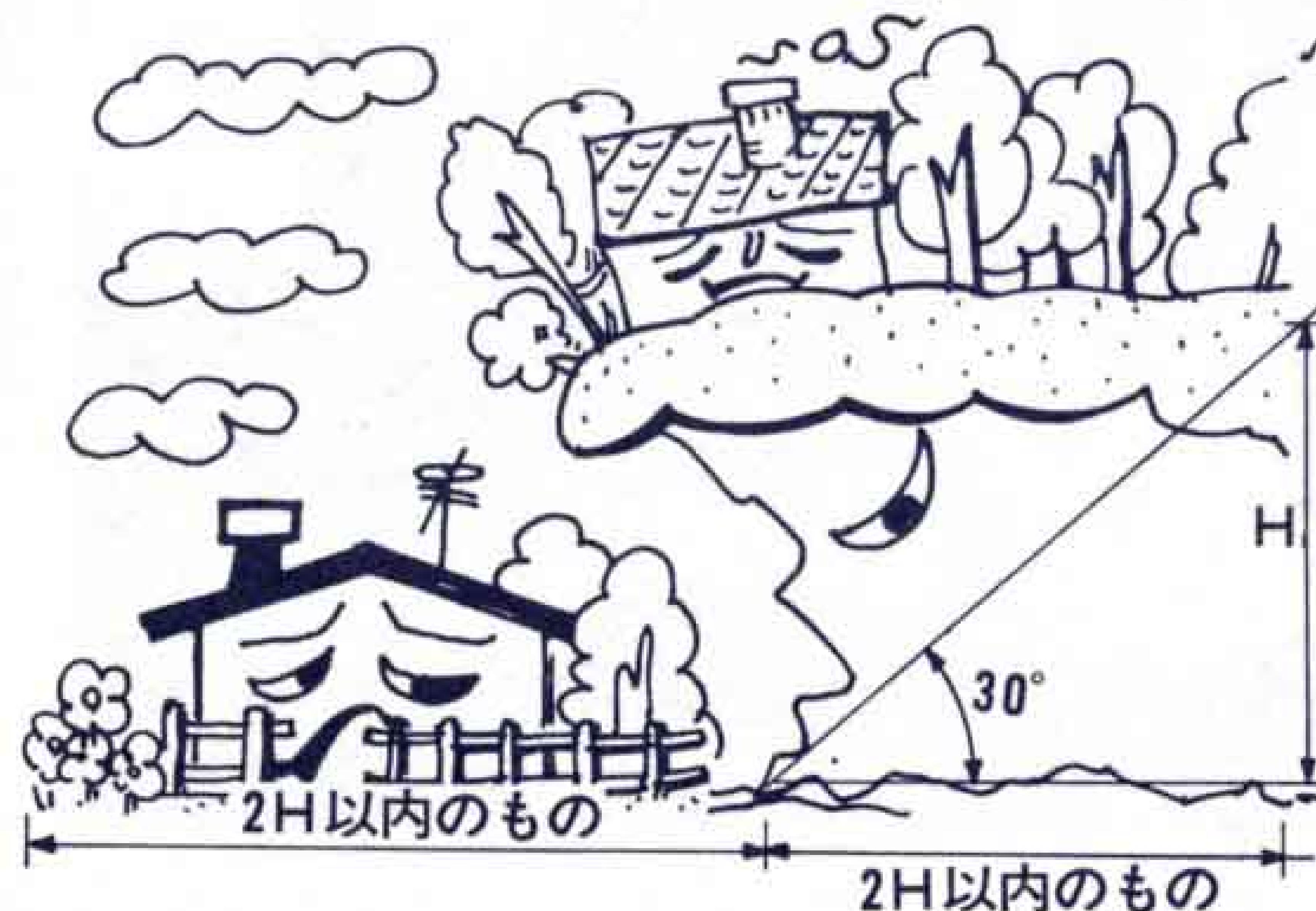
◎一般小売店での試買調査結果

◎小学校購買での試買調査結果

No.	商品名	規 格	調査件数	高 値	安 値	平均価格	前年対比	調査件数	高 値	安 値	平均価格	前年対比
1	ク レ ヨ ン	太まき 12色箱ケース入	26	330円	195円	254.27	% 108.38	8	240円	200円	206.88	92.36
2	水 彩 絵 具	12色箱ケース入	28	450	330	434.29	99.04	14	450	350	357.14	95.11
3	色 鉛 筆	12色 ブリキケース入	31	600	400	488.06	100.84	12	350	190	236.67	94.67
4	鉛 筆	H B 1ダース	32	240	170	226.31	100.18	13	240	180	204.62	94.60
5	ノ ー ト	40枚 6号	14	150	80	108.57	106.44	17	60	50	50.56	93.98
6	セロテープ	18mm×3.5m	7	50	40	48.57	97.14	3	50	40	43.33	93.59
7	ノ リ	55g入	20	50	40	49.00	100.82	17	40	25	29.41	98.03
8	墨 汁	180cc	6	300	200	229.17	116.27	16	160	130	150.00	93.11
9	サインペン	黒色	18	80	50	65.33	97.80	17	50	35	42.06	89.30
10	下 敷	一枚張 無地 二枚張マンガ絵入	31 25	150 200	50 95	97.26 142.40	97.65 97.67	19 1	100 100	50 73.16	75.97	

がけ崩れや山津波はもうごめん

がけ地に近い危険住宅の移転に補助金



富士市には比較的なだらかな丘陵地帯が多いため、他の市町村に比べると「がけ地」は少ない方ですが、それでも山間部へ行くとがけ地が見受けられます。このようながけ地の近くに建てられた人家は、長雨や地震の際にがけ崩れや山津波などを引き起す危険性を多分にはらんでおり、住宅が押し潰されたり貴い人命が失われる例が数多くあります。こうしたがけ地の近接危険住宅を移転する場合、国や地方公共団体から補助金が出る制度をご存知でしょうか。

危険住宅を安全な場所に移すために

この制度は「がけ地近接危険住宅移転事業」という制度で、昭和47年にでき、がけ地の崩壊や土石流などにより住民に危険をおよぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所へ移すために国、県、市が補助金を交付する制度です。

対象となる危険住宅とは

この対象となる危険住宅は、がけの高さ（がけの下端を通る30度のこう配の斜線をこえる部分について、がけの下端からその最高部までの高

さ）が2倍をこえるがけの下端からの高さの2倍以内の位置にあるすでに建っている住宅です。

補助金は除去等費と建物助成費

補助金は、建物の除去などの費用と建物助成費の2種類で、次のようにになっています。

- ・危険住宅の撤去費および移転などに要する費用として1戸当たりの補助限度額は、45万5千円。
- ・危険住宅にかわる住宅の建設（購入を含む）のため金融機関から融

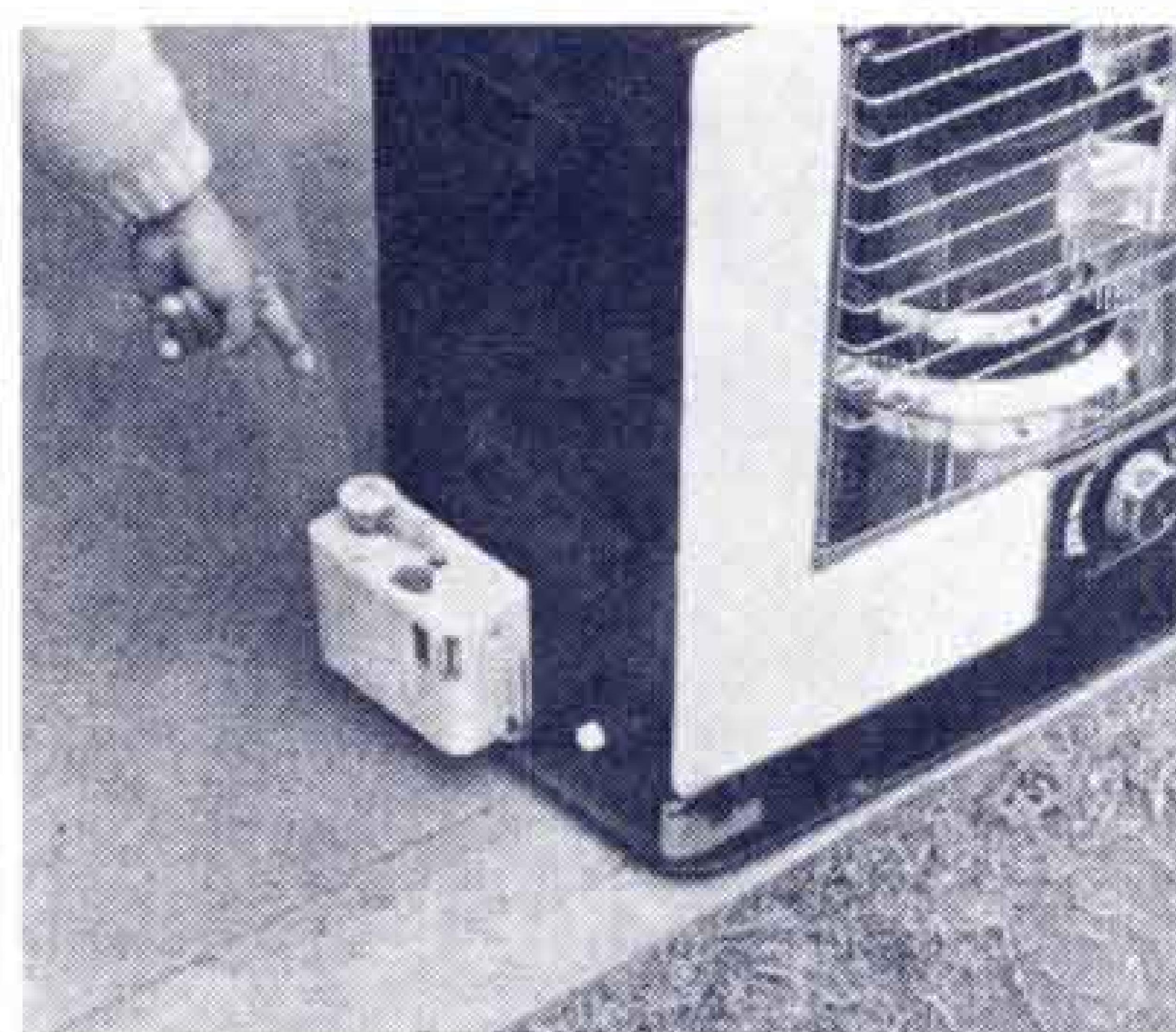


資を受けた場合、借入れ金の利子相当額（8.5%以内）として1戸当たりの補助限度額200万円。ただし、土地の取得を要しない場合は150万円です。

■問合せと申込先 建設部管理課

ご存知ですか？

耐震装置のない石油ストーブが使えなくなります



いま、ほとんどの家庭で暖房用に使われている石油ストーブに耐震自動消火装置のついていていないものは、ことしいっぱいを使えなくなります。

最近、新聞、テレビ等でさかんに東海地震説が伝えられていますが、地震が起きたとき一番心配されるのが火災の発生です。このため、富士市消防本部では、地震による火災の発生を未然に防止するため去る49年

1月に火災予防条例を改正し、4年間の裕余期間をもうけて耐震自動消火装置のない石油ストーブの使用を規制することになっています。したがって53年1月1日からは耐震自動消火装置合格証のついた石油ストーブでないと使用できることになりますなお、最近販売されている石油ストーブにはすべてこの装置が付いており、上の図のようなラベルがはってありますのでご注意ください。

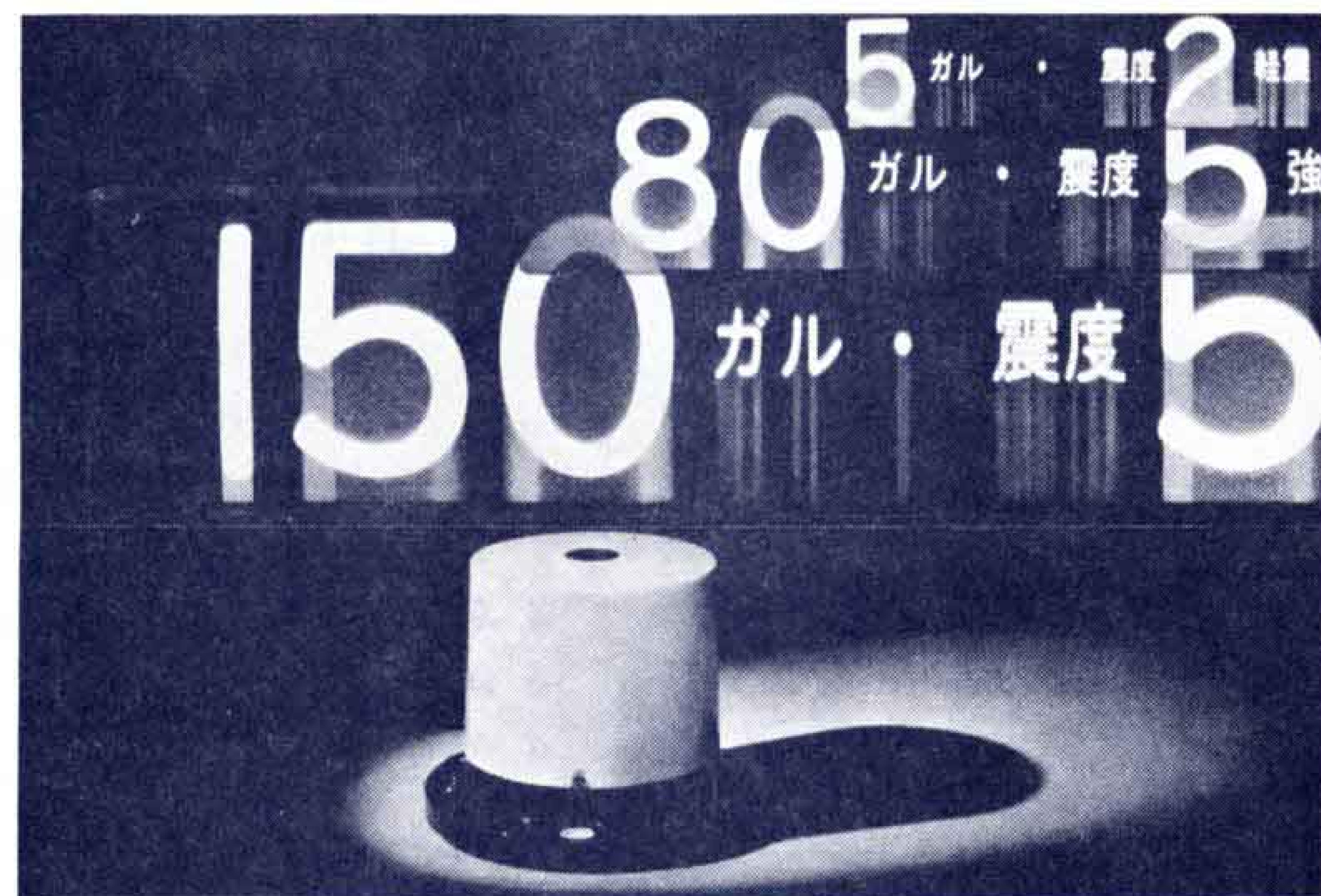


地震に備えて(1)

一市の防災準備

「東海地震」説などを契機に地震に対する関心が高まってきております。地震はいつ起るかわからず私達にとって大変不安なものです。また一度大きな地震が起れば二次災害、三次災害を連鎖的に誘い大きな被害をもたらします。国や県ではそれぞれ地震の予知や防災体制の強化などに対策をたてております。富士市でもこれと連携を保ちながら住民の生命財産を守るために応急暫定対策および地震対策についての計画をたて早急に重点的な防災体制を強化するため

- 1、情報の伝達収集体制の充実強化
 - 2、給水体制の整備
 - 3、消火体制の充実
 - 4、市民防災意識の高揚
- を柱に検討した結果、さしあたり次の諸機材を整備することになりました。



【震度計も消防本部へ】

(情報収集) 防災行政無線機（携帯用を含む）を各公民館に配備
震度計を消防本部に備付け

(給水・救護)

- ①飲料用ろ過器
- ②飲料用キャンバス製水槽
- ③給水アルミタンク
- ④避難所照明用発電機
- ⑤非常食（乾パン）

の配置拠点を選定し公民館などに配備。救命ボート・救命胴衣を消防

本署、臨港、南、吉永各分署に配備
(消火) 小型可搬式動力ポンプを消防分団に配備

(広報) 地震パンフレットを各世帯
その他に配布

今後も引き続き防災諸施策の充実を図り、また町内会、事業所等を単位とする「自主防災組織」と協調し、地震に備えて郷土を護り市民の福祉に役立つ強化対策をさらに検討しすすめてまいります。

雑きんを贈りつづけて10年

浦町のおとしよりグループ『浦島会』

かわいい孫たちのために……と、ひまを見ては古着を利用して雑きんをつくり、幼稚園や学校などに10年以上も贈りつづけて大変喜ばれているおとしよりだけのグループをご紹介します。

このグループは、市内浦町にある『浦島会』というグループ。浦町のおとしよりだけの会といふところから、おとぎ話の浦島太郎にあやかって付けたのがこの会の名前で、昭和40年に会をつくって現在は89才の井上ふゆさんを最年長に会員数は男女合わせて92人。

みんなが浦島太郎のようにいつも元気で、長生きして少しでも世

の中の役に立とうと10年前にはじめたのがこの雑きんづくり。

各自が、家にある着古した布切れを公会堂に持ちよっては、たのしい世間話に花を咲かせながら雑きんづくりに励んでいます。

でき上がった雑きんは、年に2回岩松中学校と岩松小学校、岩松幼稚園、社会福祉センターなど順番に寄贈していますが1回に100枚から120枚も縫い上げるので、贈られた

側は『大変たすかります』と大喜びです。

このほか、30人の男の会員と一緒に、年に5回位、近所のお寺の墓地を掃除したり、勤労奉仕や若い人達にかわって自動車税の集金なども行っており、また、旅行や盆栽、民謡など各自の趣味に合った手習いなどで若い人達にも負けないような、楽しい会を運営しています。



【楽しい語らいの中で雑きんづくりをする浦島会のおとしより】

グラフふじ

見事なお手前

第4回須津地区文化祭が1月22、23の両日須津公民館と須津小体育館で開かれました。

この文化祭には最近できたばかりの須津小学校茶道部の部員が特別参加して『小学生の茶席』を設け、かわいいお客様や大人のお客さん約100名が訪れて『見事なお手前』に舌づみを打っていました。

【お作法もどうにいったもの】



とんだ！とんだ！とんだ！

だれでも、どこでも気軽にできる『なわとび運動』は、いまや市民の間で静かなブームを呼んでいますがこの認定会が1月30日に市立体育館で行われました。この認定会には、370人が参加し、中には連続1000回以上とんで特級を獲得した幼稚園児もありました。

【30組の親子チームも参加して行われた『なわとび認定会』】

ごくろうさま！市民の安全を守って10年

富士市交通指導員会が中央大会で受彰

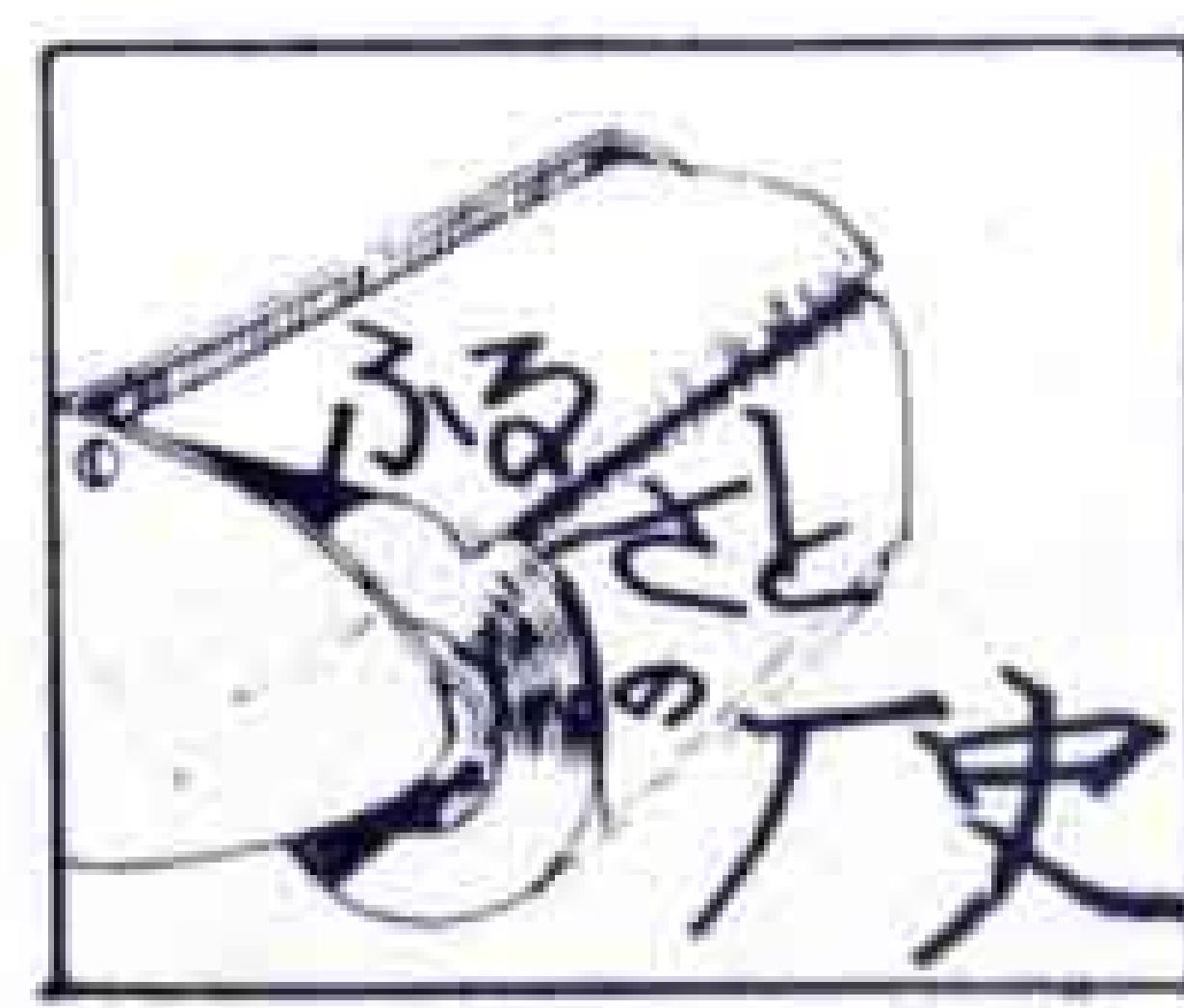
富士市の交通指導員会が、1月20日行われた第17回交通安全全国民運動中央大会で交通安全優良団体として表彰されました。

富士市交通指導員会は、昭和42年8月に会が結成され、現在、会長の深沢久さん以下会員114名。市民を交通事故から守るために、街頭で正しい通行指導を行ったり、交通安全教室などを開いて積極的に交通事故の防止に取組み、永年奉仕活動に努めている功績が認められ今度の受彰と

なったものです。これからも市民の安全を守るためによろしくお願いします。



【市民の安全を願つて、きょうも街頭で…】



ふじ市の紙 ⑥ 紙のあした

市役所に公害課ができたのは、昭和43年のことです
そして、田子の浦港のヘドロが全国的に有名になってしまったのは、昭和45年ころからでした。

私たちのまちは、自動車、肥料、電気、薬品などたくさんの産業がありますが、40パーセントを占めるのがパルプや紙産業です。こうした産業は、生活を豊かにしてくれる一方、公害を発生させ健康をおびやかします。

田子の浦港にたまたまヘドロは、製紙原料にふくまれているせんいであります。港には、うるい川、和田川、沼川のほかに、製紙工場からのよごれた水も流れこんできます。

モクモクと煙をはきだすえんとつ市内には310本もあります。空気が

よごれて、ぜんそくの子どもも多ぜいます。公害問題には、市も工場もしんけんに取り組んでいます。でも、これからも公害をださない対策がもっと必要です。

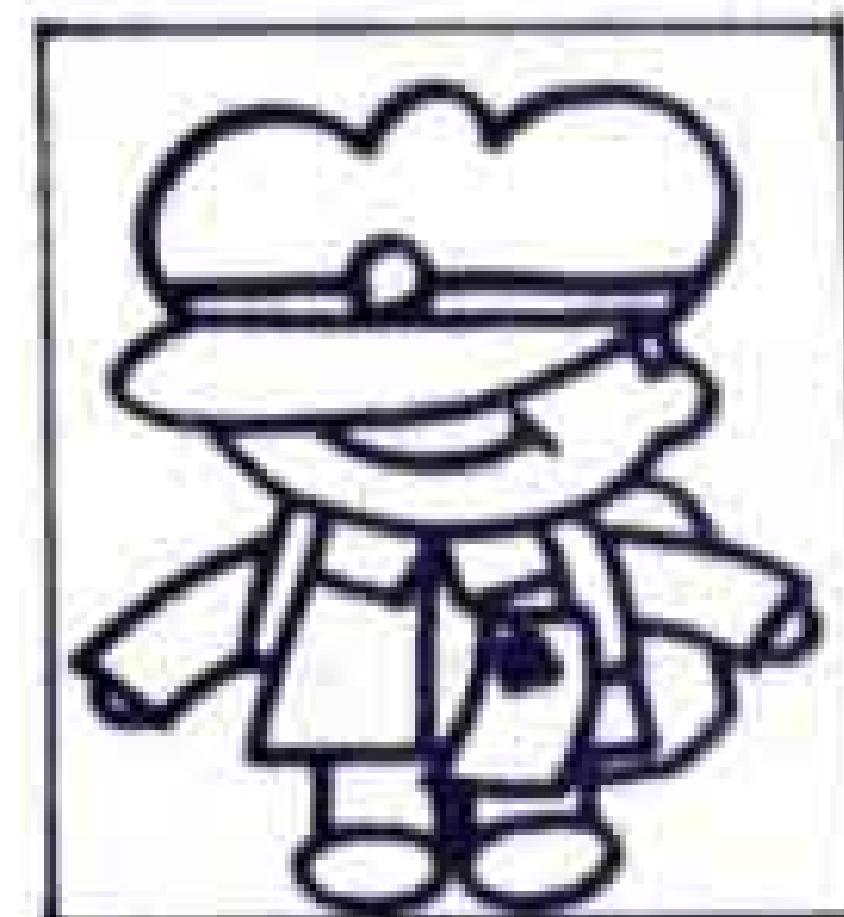
みんなは、市役所の近くに製紙工業試験場があるのを知っていますかここは、公害のない紙づくりを指導しています。いま、1トンの紙を作るのに、水を400トンくらい使いますが、少ない水で紙を作る方法とかゴミの利用、そのほか、紙にも特色をだそうと、いろいろな検査や研究を行っています。

インフルエンザが流行
インフルエンザ
カゼより強い
インフルエンザ



-16-

の高い熱にセキ、のどの
いたみがあつて、これが
らもつと広がるおそれがあ
りそうです。
インフルエンザは力ゼ
よりも、熱やさむけ、体
がだるい感じが強く、子
どもでは肺炎になつてしま
うこともあります。
また、人にうつる力も
強いので、なるべく人ご
みに出ないようにしまし
かかつたら、しづかにね
ていることです。



新入学児の健康診断
一年生になるんだぞ

ことし小学校1年生になる子は、約3900人。みんな元気に、健康診断をうけました。

耳や鼻の病気はなかったかな。耳や鼻の病気は軽く考えがちですが、いつも聞いているお父さんやお母さんの声は聞こえるのに、初めて聞く先生や友だちの声は聞こえにくいものです。耳や鼻の病気は、はやくなおしておきましょう。

災害意識調査アンケートから

どうする！ 地震がおこったら

ある	…地震について話しあったことは…	ない
火を消す	…いちばん先になにを…	ひなんする
ある	…ひなんする場所は…	ない
ある	…ひなん袋の用意は…	ない
外にでる	…地震のときどうする…	中にいる

最近、「駿河湾地震がおこるかもしれない」という話を聞いたりしませんか。

富士市消防本部は地震についての災害意識調査を、富士第一小学校、広見小学校、元吉原小学校東小学校の2年生の家庭を対象に行いました。

これによると、地震については87パーセントの家庭が話しあったことがあると答えていますが、ひなん場所を決めてある家庭やひなん袋を用意してある家庭はまだ少ないようです。